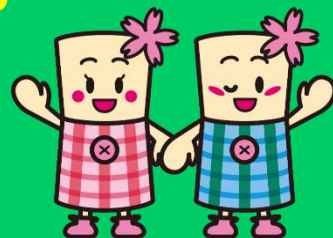


令和元年10月1日から

3歳から5歳までの利用料（保育料）が
無償化されます。



【利用料（保育料）と副食費（給食費）について】

- 西脇市内の幼稚園、認定こども園（幼稚園部）の利用料が無償化されます。
 - (1) 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
 - （注）幼稚園部については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
 - (2) 副食費、通園送迎費、行事費などは、保護者の負担になります。
ただし、以下の場合は副食費が免除されます。
 - ・ 年収360万円未満相当の世帯
 - ・ 幼稚園、こども園（3歳～5歳クラス）から小学3年生までの中で、第3子以降のお子様（免除の対象となる場合は市から通知します）

こども園（幼稚園部）預かり・延長保育を利用するみなさまへ

- 幼稚園部の利用に加え、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育・延長保育の利用料が無償化されます。
- 無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
 - （注）・原則、通われている施設を経由しての申請となります。
 - ・「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件があります。
 - お住まいの市町村にご確認ください。

問い合わせ先：西脇市教育委員会 幼保連携課（ようほれんけいか）

TEL:0795-22-3111（内線562・563）

FAX:0795-23-8844

